

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故種類                             | 作業員負傷   |
| 発生日時                             | 令和3年5月9日 08時30分ごろ   |
| 発生場所                             | 山口県阿武町奈古漁港<br>奈古港浜崎防波堤灯台から真方位233°710m付近<br>(概位 北緯34°29.7′ 東経131°27.4′)  |
| 事故の概要                            | プレジャーボート第七幸丸は、船体が移動しないようにして作業員を乗り込ませた際、乗り込んだ作業員が転倒して負傷した。   |
| 事故調査の経過                          | 令和3年5月11日、主管調査官（門司事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート 第七幸丸、0.8トン<br>YG3-58911（漁船登録番号）、個人所有<br>第291-38562号（船舶検査済票の番号）   |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、一級小型・特殊・特定<br>作業員A   |
| 負傷者                              | 重傷 1人（作業員A）   |
| 損傷                               | なし  |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好<br>海象：波高 約0.2m、潮汐 上げ潮の末期  |
| 事故の経過                            | <p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、奈古漁港内の女鹿島にある神社のしめ縄交換等に当たっていた作業員を移動させる目的で、船外機をチルトアップし、女鹿島南東側に南北向きに並べられた複数の石（以下「敷石」という。）の東側に船首を北方へ向けて漂泊した。</p> <p>船長は、船尾に立ち、乗組員が船首に立ち、それぞれ手に持った竿を海底に突き立て、本船が移動しないようにした後、作業員へ乗り込むように指示を出した。</p> <p>指示を受けた作業員は、本船の甲板よりも高さの低かった敷石上から、順次、本船へ乗り込み始めた。</p> <p>乗り込んだ2人に続いた作業員Aは、女鹿島を背にして右足から本船の左舷船首側の舷縁を跨いで本船に乗り込んだとき、足を滑らせて尻餅をつき、臀部を甲板上で強打した。</p> <p>船長は、4人が乗り込んでから竿を使って本船を沖合へ運び、その後、船外機を使用して奈古漁港内の本船の係留地へ戻った。</p> <p>作業員Aは、その後、救急車を要請し、病院へ搬送され、医師によって腰椎圧迫骨折と診断された。</p> <p>作業員Aは、本事故当時、履いていた靴が中に海水が入るほど濡れていた状態で、沖合に波が立ち始めていたので慌てて乗り込んだが、</p> |

|              |  |
|--------------|--|
|              | もっと気を付けて乗り込めば良かったと本事故後に思った。  |
| <b>分析</b>    | 本船は、奈古漁港において、船長と乗組員がそれぞれ海底に竿を突き立てて移動しないようにして作業員を乗り込ませた際、作業員Aが、履いていた靴が海水に濡れて滑りやすい状態で慌てて本船に乗り込んだことから、足を滑らせて転倒し、臀部を甲板上に強打して負傷したものと推定される。                        |
| <b>原因</b>    | 本事故は、奈古漁港において、本船が船長と乗組員がそれぞれ海底に竿を突き立てて移動しないようにして作業員を乗り込ませた際、作業員Aが、履いていた靴が海水に濡れて滑りやすい状態で慌てて本船に乗り込んだため、足を滑らせて転倒し、臀部を甲板上に強打して負傷したものと推定される。                      |
| <b>再発防止策</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FRP製の小型船舶に乗り込もうとする者は、靴や甲板上が濡れている場合は滑りやすいので、舷縁等につかまり、慌てずに乗り込むこと。</li> </ul> |